

○ 私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置Q&Aについて（平成29年5月29日付け事務連絡） 別紙
 新旧対照表（改正箇所のみ抜粋）

（下線部分が改正部分）

新	旧
<p>A2-4 テレワーク環境において個人情報を直接取り扱う場合には、以下の要件を全て満たしている必要があります。ただし、特定個人情報を取り扱うことは認められません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ID・パスワード等によるアクセス制限、通信暗号化等により仮想の専用線が構築されている（VPN接続等）。 ・基幹システムに接続している間は、PC内のブラウザ等による外部インターネットへの接続ができない状態になっている。 <p>具体的な方法については、「<u>テレワークセキュリティガイドライン第5版</u>」（令和3年5月総務省）や「<u>テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン</u>」（令和3年3月25日厚生労働省）に挙げられている各種対策を参考に、<u>適切なセキュリティ対策が講じられているか専門家の意見等を踏まえながら、適切に対応してください。</u></p> <p><u>なお、テレワークの実施に当たっては、上記ガイドラインを踏まえ、技術面のほか、組織面・運用面からもテレワークにおける情報セキュリティリスクを適切に評価し、必要な対策を実施していただくことが重要です。</u></p>	<p>A2-4 テレワーク環境において個人情報を直接取り扱う場合には、以下の要件を全て満たしている必要があります。ただし、特定個人情報を取り扱うことは認められません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ID・パスワード等によるアクセス制限、通信暗号化等により仮想の専用線が構築されている（VPN接続等）。 ・基幹システムに接続している間は、PC内のブラウザ等による外部インターネットへの接続ができない状態になっている。 <p>具体的な方法については、「<u>テレワークセキュリティガイドライン第4版</u>」（平成30年4月総務省）にて挙げられている各種対策を参考にし、<u>適切なセキュリティ対策が講じられているか専門家の意見等を踏まえ適切に対応してください。</u></p>
<p><u>Q3-3-1 改正された個人情報の保護に関する法律（以下「改正個人情報保護法」という。）第33条の規定に基づく本人情報の開示請求において、電磁的記録の提供方法として電子メールによる送付を要望されたが、個人データを当該本人に対して、インターネット等を介した電子メールに添付して送信してよいか。</u></p> <p><u>A3-3-1 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」において、電磁的記録の提供による方法についてはできる限り本人の要望に沿</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

った形で対応することが望ましいとされ、具体的方法の事例として、電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法が示されています。

このため、改正個人情報保護法等の要請に基づく対応であることから、本告示にかかわらず、開示請求において本人からの要望があったときに、当該本人の個人データを、電子メールに添付して送信することは差し支えありません。

なお、電子メールの送信に際して、誤送付等に伴う情報漏えいのリスクの低減を図る観点から、以下に示すような対策を講じることが望まれます。

- ① 確認メールを送信するなどして、申出のあったメールアドレスの真正性を事前に確認した上で、個人データを送信する。
- ② 電子メールに添付する個人データは、必要に応じ暗号化して送信する。
- ③ メール送信のために、インターネットに接続されたパソコンに一時的に保存した個人データは、メール送信後、確実に消去する。